

令和 3 年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会

令和3年度白鷹町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

わが国は人口減少社会となり、また、少子化、高齢化も継続していくと予想されております。さらに、核家族化の進行、就労環境の多様化などによる社会構造の変化、地域社会における結びつきの希薄化、互助・共助意識の低下など地域福祉を取り巻く環境は、年々脆弱化の方向に向かっていくことが懸念されております。そして、現下のコロナ禍において、社会生活や行動に対する制限により、人と人とがふれあう機会も減少している現状です。このような中であっても、人と人とがつながり、それぞれが役割を担い、地域社会でつながりを持ちながら生活していく地域社会(地域共生社会)の実現が求められております。

町社会福祉協議会においても、地域共生社会を構築するため、これまでの取組みを基礎とし、地域の皆様と協働して地域福祉活動に取り組んでまいります。日常的に地域で実践されている互助的活動や自治組織、民生委員児童委員の活動、行政機関や社協の相談事業などを通してその人に応じた生活を送ることができるよう町をはじめ関係機関、関係団体と連携して取り組み、地域福祉の推進を図ってまいります。

居宅介護支援事業は、介護保険利用者の生活の継続を図るため個々のニーズに応じたサービス利用計画を作成し、その人の生活を支援してまいります。ケアプラン取扱件数が減少する傾向にあるため、経営にも留意し運営してまいります。訪問介護事業は、在宅福祉を支えるサービスの一つであり、介護保険法や障害者総合支援法等の法令を遵守し、関係機関との連携を図りながら必要なサービスの提供に努めてまいります。また、町の状況を見据えながら事業継続可能な方向性を検討し、体制見直し等を図ってまいります。

保育事業につきましては、さくらの保育園、ひがしね保育園を運営し、その保育については、「0歳からの乳児保育」、「3歳以上児の縦割り保育」を継続して実施してまいります。子育て支援については、子育て支援センターの運営及び放課後児童健全育成事業に取り組んでまいります。放課後児童健全育成事業では、新たに東根小学校区に設置される放課後児童クラブの運営を行い、子どもたちの健全育成、子育て支援に取り組んでまいります。

障がいのある児童及び保護者への支援として、ひがしね保育園の「もも組」の運営や保育士の加配により個々の実態に応じた保育にあたっております。加えて、発達障害のある児童が、専門的な知識等のある職員から支援を受けられる体制の整備について、研究・検討を進めてまいります。

介護保険サービスを必要としない高齢者の健康の維持・増進等を図るため実施しております「ハ乙女げんき塾」の運営は、新型コロナウイルスの感染拡大に留意し、利用体制及び内容の見直しを行い、引き続き利用者のニーズに対応してまいります。

「ふれあいいきいきサロン」への支援についても、新型コロナウイルスの感染防止に取り組み、保健師派遣の拡充を行い継続して支援を行ってまいります。

また、町内の社会福祉法人が連携し、仮称 白鷹町社会福祉法人連絡協議会を組織し、地域の生活課題への対応やそれぞれの法人職員が講師として行う「ふくし出前講座」の実施など地域貢献活動を実施してまいります。

Ⅱ 重点事業

1. 社会福祉法人の運営・管理

項 目	内 容
(1) 法人運営会議の開催	○理 事 会 年 2 回～4 回開催 業務執行に関する意思決定機関 ○評議員会 年 2 回～3 回開催 法人運営の議決機関 (決議事項：定款の変更、理事・監事の選任、解任、 予算・事業計画の承認、決算・事業報告の承認等) ○監 事 会 理事の職務・計算書類に関する監査 ○事業運営会議 随時開催 理事会、評議員会への上程議案等について審議 ○園長会 月 1 回他
(2) 委員会の開催	○評議員選任・解任委員会 随時開催 ○苦情解決第三者委員会 年 1 回 ○上記以外の委員会等 適時
(3) 福祉推進員会議及び 社会福祉事業推進	会長が福祉推進員を委嘱し、福祉推進員会議を開催しながら地域における見守り支援のネットワークの形成を図る。また、民生委員との連携を図り、地域における福祉問題などを話し合うことを推進する。 ◇ 福祉推進員（区長 25 名・町内長 104 名） ◇ 民生委員・児童委員（各地区会長 6 名）
(4) 社会福祉団体等協議 会の開催	町内の社会福祉法人等の連携を図るため、相互の活動を把握し合う場を創り、その中で地域に貢献できる活動や地域課題に対し、連携と協働が図れるように努める。
(5) 自主財源確保	地域福祉の推進を図ることを目的に、普通会员に会費の協力をお願いするとともに、法人の目的に賛同する関係者に賛助会費の協力をお願いしながら自主財源確保に努める。 ◇ 【普通会员】 町内全世帯 一世帯：年間 1,200 円 ◇ 【賛助会費】 個人、団体、法人、施設、他 一口：1,000 円
(6) 善意銀行の運営	住民の善意（寄付金、物品等）の寄付や奉仕活動の預託・払出しを行うとともに、社会福祉の増進を図る。 ◇ 預託・払出業務（随時適切に運営） ◇ 広報誌、ホームページを活用した周知

2. 生活支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)生活相談所の開設	住民福祉の向上を図るため生活相談所を設置し、弁護士による法律相談を実施する。 ◇ 相談日 第1水曜日（祝祭日の場合は翌週） ◇ 場 所 老人福祉センター ※法律以外の困りごと相談は、随時社協窓口で対応する。
(2)生活困窮者自立支援事業の推進 （県委託事業） 小国町・飯豊町社協共同体	生活困窮者の経済的な困窮状態の脱却に限らず、本人の状態に合わせた自立支援プランを共に考え、社会参加に向け包括的、継続的な支援を実施する。 ◇ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（兼務）を配置 ◇ 支援調整会議の開催（随時） ◇ 支援会議 … 関係機関との連携強化（年2回）
(3)生活福祉資金貸付事業 （県社協委託事業）	低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯の自立更生を図るため、資金貸付を実施する。 ◇ 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費等） ◇ 福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ◇ 教育支援資金（教育費、就学支度費） ◇ 不動産担保型生活資金 （低所得高齢者、要保護高齢者世帯向け） 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付の償還が継続的に行えるよう支援する。
(4)たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を実施する。 ◇ 貸付限度額 10万円 （但し、5万円を超えれば連帯保証人が必要）
(5)福祉サービス利用援助事業（県社協委託事業）	高齢者や障がい者の日常における金銭管理や福祉サービスの利用等の支援を行う。 ◇ 基幹的社協の運営 ◇ 生活支援員2名の配置 本人の状態に合わせ、関係機関と連携し成年後見制度につなげていく。
(6)ひとり親家庭支援（共同募金事業） 新規	新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、ひとり親家庭の家計負担の軽減を図るため、支援を行う。
(7)罹災世帯の援助	火災、その他災害等に遭われた世帯への支援 ◇ 全焼・全壊等 1万円 ◇ 半焼・半壊等 5千円

3. 住民が共にたすけあい、支えあう活動促進事業

項 目	内 容
(1)ふれあいサロン事業の推進	閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図る。また、健康の維持等を推進するため、保健師派遣の拡充を図る。 ◇ 町内30ヵ所開設 ◇ ふれあいサロンの情報交換会

(2)民生委員・児童委員 活動の支援	地域福祉の活性化と児童の健全育成を目指し、情報収集、提供、相談、援助等の活動に支援を行う。 ◇ 福祉カルテの作成 ◇ 町避難行動要支援者名簿の整備 ◇ 地域での見守り、相談事業の推進
(3)友愛訪問活動	老人クラブ会員による一人暮らしや高齢者世帯に訪問活動を行い、地域での見守り活動を支援する。
(4)地域住民福祉活動推進 (福祉バス運行)	福祉バス利用による、それぞれの活動の支援等を行う。 ◇ お出かけサロンの支援 ◇ 福祉団体等の活動支援 ◇ ボランティアの活動支援
(5)買物支援事業 新規 (社会福祉法人連携事業)	日常的な買物に不便を感じている方を支援するため、町内の社会福祉法人が、地域住民と連携し、地元のスーパーに各法人が持つ送迎車で無料送迎を実施する。
(6)ふくし出前講座 新規 (社会福祉法人連携事業)	町内の社会福祉法人の職員が講師として地域に出向き、「福祉」の疑問等に応えていく。
(7)車いすの貸出事業	歩行が難しい方、介護者に対し、車いすの貸出しを実施する。 ◇ 貸出期間 6 カ月以内 ◇ 利用料金 無料
(8)福祉用品の貸付事業	シルバーポーズ、ビーンボウリング、ワナゲ等の福祉用品の貸し出しを実施する。 ◇ 貸出期間 利用する期間 ◇ 利用料金 無料
(9)戦没者追悼式の運営 (町委託事業)	戦没者を追悼し、平和を祈念する事業の実施をする。

4. ボランティアの活性化に関する事業と福祉教育の推進

項 目	内 容
(1)ボランティアセンター の運営	ボランティア活動に関する相談、登録、情報収集、研修の機会の提供、その他ボランティア活動活性化に向けたを運営する。 ◇ 相談と登録 ◇ ボランティアコーディネート業務 ◇ 情報収集と提供 ◇ ボランティア保険等の加入促進 ◇ 研修会の実施 ◇ 登録ボランティアグループ等に支援
(2)ボランティア活動推進 事業	住民が自主的に取り組むことができるボランティア活動を推進する。 ◇ 古切手、書き損じ葉書の回収 ◇ 災害義援金への寄付（県共同募金会へ送金）

(3)見守りサービスの実施 (共同募金事業)	見守りが必要な単身高齢者等に、週 1 回ボランティアが弁当を配達し安否確認を実施する。 ◇ 利用者負担 200 円 ◇ 対象世帯 支援が必要な世帯 ◇ ボランティア 5名
(4)傾聴ボランティア 「ひまわり」の活動推進	単身者等の心の不安や想い、苦しみに心を傾け「聴いてもらえること」に喜びを感じてもらえる活動を支援する。 ◇ 利用者負担 無料 ◇ 活動場所 在宅、特別養護老人ホーム ◇ ボランティア 14 名
(5)ボランティア活動の推進 拡充	福祉教育に取り組む実践校として、小学校 4 校を指定し、その活動を支援する。(共同募金事業) ボランティア活動に取り組む実践校として、白鷹中学校、荒砥高等学校を指定し、その活動を支援する。 新たに、ボランティア活動に取り組む実践校として白鷹高等専修学校を指定し、その活動を支援する。(共同募金事業)

5. 災害対応力の向上

項 目	内 容
(1)災害ボランティアセンター 設置・運営	町の防災計画に基づき、大規模災害のみならず豪雪災害発生時にも備えたセンターの設置・運営に努める。 ◇ 設置・運営訓練の実施 ◇ 設置・運営に向けた研修会 ◇ 町総合防災訓練への参加 ◇ 資機材等の整備

6. 介護保険制度・障害者総合支援法による事業所運営

項 目	内 容
(1)居宅介護支援事業	介護認定を受けた方に対し、適切なサービスが受けられるよう関係機関と連携を取り、介護保険利用者の生活の支援を行う。
(2)訪問介護事業	サービス利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。
(3)障害福祉サービス事業	サービス利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。
(4)移動支援事業 (町委託事業)	障がいのある方の社会参加を促すため、外出支援並びに特別支援学校等への通学支援を実施する。

7. 介護予防等事業の実施

項 目	内 容
(1)通所型介護予防普及事業 (ハ乙女げんき塾) (町委託事業)	介護保険に該当しない方に対し、通所により、閉じこもりの防止、介護予防に効果があるとされるサービスを提供し、自立した生活の支援を実施する。 ◇ 定 員 120 名 ◇ 開催日 月曜日～金曜日 (祝日、お盆期間 13 日～17 日及び 年末年始休暇日を除く) ◇ 移 動 送迎あり

8. 子育て支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)保育園経営	健やかで、心豊かな子どもの育成等を支援するとともに、障がいのある児童及び保護者への支援に努める。ひがしね保育園には、継続して「もも組」を設置する。 ※開園時間 7 時から 19 時まで さくらの保育園 ◇ 入所定員 150 名 ひがしね保育園 ◇ 入所定員 60 名
(2)子育て支援センターの 管理運営 (町指定管理事業)	子どもたちの成長を地域で支え合うとともに、保護者の子育ての支援を行う。 ◇ 事業内容 ①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③ファミリーサポートセンターの運営 ④ふれあい交流事業 ⑤子育て相談や情報交換の場の提供 ⑥地域に根ざした子育て支援活動の展開 ◇ 開館時間 9 時 30 分～15 時 30 分まで ※休館は、土曜及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までとする。
(3)放課後児童健全育成 事業 (町委託事業)	小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努める。新たに、「東根っ子」を運営する。 ◇ 利用時間 ①平日：下校時～19 時 ②土曜、長期休暇、学校代休日：7 時～19 時 ・鮎っ子クラブ ・蚕桑っ子クラブ ・東根っ子クラブ
(4)チャイルドシート等 の貸出事業	出産等で一時帰郷した方や子育て中で緊急性が高い世帯に対し、チャイルドシート、ジュニアシートの貸出しを実施する。 ◇ 貸出条件 ① 白鷹町民（一時帰郷者等を含む。） ② 使用者(運転者)が普通自動車免許を有する者 ③ 使用自動車に貸出用具が装着可能であること ◇ 利用料 無料 ◇ 申込場所 さくらの保育園、ひがしね保育園、子育て支援センター

9. 調査研究・広報活動

項 目	内 容
(1)調査活動	地域ニーズや社会福祉法人等がもつサービス内容を探るため各種調査を実施する。 ○サロンの実態調査 ○社会福祉法人等の地域貢献の活動調査 ○その他
(2)広報活動	社協活動の理解促進と地域福祉活動、社会福祉サービスの周知徹底を行い、地域福祉の意識高揚に努める。 ◇ 機関紙「ふれあい」の発行 年3回 全戸配布 ◇ ホームページによる広報の充実 ◇ フェイスブックによる情報の提供

10. 共同募金運動の展開

項 目	内 容
(1)委員会の開催	○ 運営委員会 業務執行に関する議決機関 ○ 審査委員会 助成の審査決定機関
(2)赤い羽根共同募金運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 10月～12月 ◇ 募金額 1戸 600円 ◇ 広 報 10月 全戸配布 ◇ 使途方法 社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動等
(3)歳末たすけあい運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 12月 ◇ 募金目標額 1戸 300円 ◇ 広 報 10月全戸配布 ◇ 使途方法 支援を必要とする世帯、準要保護児童への支援、高齢者への友愛訪問活動、地域福祉活動等

11. 福祉団体活動支援

項 目	内 容
(1)民生委員児童委員協議会	地域住民の身近な相談者として、地域福祉活動を行う委員の活動を支援する。 ◆ 民生委員・児童委員 51名 ◆ 主任児童委員 3名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 研修会等の実施
(2)老人クラブ連合会	老人クラブ活動が活性化するような企画・運営に関係機関と協力し支援する。 ◆ 単位老人クラブ 4クラブ ◆ グラウンドゴルフ大会、ワナゲ大会の開催 ◆ 研修会等の実施

(3)身体障害者福祉協会	身体障がい者（手帳所持者）への理解と、会員相互の親睦を図る活動を支援する。 ◆ 研修会・スポーツ大会の実施 ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者スポーツ大会への参加
(4)手をつなぐ育成会	会員相互の連携、研修等を実施し、知的障がい者への理解への啓発活動や活動を支援する。 ◆ 自立訓練研修 ◆ 県知的しょうがい者福祉大会への参加
(5)遺族会	戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援する。 ◆ 町戦没者追悼式への参列 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参列 ◆ 県遺族大会への参加

1 2. 担い手育成事業

項 目	内 容
(1)介護職員初任者研修の実施（町委託事業）	次世代の介護職員養成を実施する。 ◇ 研修期間 令和3年5月6日(木)～10月22日(金) ◇ 研修場所 健康福祉センター、白光園 ◇ 研修内容 講義、演習、実習 計130時間 ◇ 受講資格 荒砥高校及び白鷹高等専修学校第3学年

1 3. 関係機関との連携

項 目	内 容
(1)西置賜地方福祉連絡会議	西置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 会長会議（11月上旬） ◇ 事務局長会議（4月中旬、11月上旬） ◇ 担当者的会議（4月中旬、2月下旬） ◇ 職員研究協議会（8月）
(2)置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 担当者的会議（担当：高畠町） ◇ 役員研修（担当：白鷹町） ◇職員研修（担当：飯豊町） ◇ 老人クラブ連合会連絡協議会（担当：白鷹町）
(3)置賜ボランティアの輪連絡会議	置賜3市5町のボランティア活動を推進するため、共同事業としての事業を行う。 ◇ 置賜ボランティアの輪主催事業に参加（担当：川西町）

